

上天草市立斎場の管理運営に関する協定書（案）

上天草市（以下「委託者」という。）と_____（以下「受託者」という。）とは、上天草市立斎場（以下、「斎場」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理運営業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上天草市立斎場条例（平成16年上天草市条例第94号。以下、「条例」という。）第12条の規定に基づく指定管理者に行わせる管理運営業務に関して、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 委託者は、条例第13条及び上天草市立斎場指定管理業務仕様書（以下、「仕様書」という。）の規定に基づき、次に掲げる管理運営業務を受託者に行わせる。なお、管理運営業務の詳細は、仕様書に定めるとおりとする。

- （1） 斎場の使用の許可に関する業務
- （2） 火葬に関する業務
- （3） 施設の維持管理（修繕含む）に関する業務
- （4） その他管理運営上必要と認められる業務
- （5） 自主事業

（管理物件）

第3条 管理運営業務の対象となる斎場の設備及び備品等（以下、「管理物件」という。）の対象は、委託者が別に提示する財産台帳によるものとする。

2 受託者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 受託者は、円滑な管理運営業務のため、次に掲げる法令等を遵守し、管理運営業務を履行しなければならない。

- （1） 上天草市立斎場条例（平成16年上天草市条例第94号）、上天草市立斎場条例施行規則（平成16年上天草市条例第72号）墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）
- （2） 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）、その他行政関係法令

- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他労働関係法令
 - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年省令第2号）、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和23年厚生省令第45号）、建築基準法（昭和24年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- 2 受託者は、施設管理運営に関して業務上知り得た情報に関して、個人情報の保護に関する法律（15年法律第57号）、上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年上天草市条例第16号）、上天草市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年上天草市規則第1号）を遵守すること。
- また、業務上作成し又は取得した文書等は、5年間適正に保管管理することとし、指定管理期間を過ぎた後も同様とする。
- 3 受託者は、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの発生抑止に努め、廃棄物の発生抑制、適正処理及びリサイクルを推進し、環境負荷軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。
- 4 受託者は、施設設備及び備品の適正な維持管理を行うこと。
- 5 受託者は、斎場又は斎場の使用者の被災に対する第一次責任を有し、斎場又は斎場使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- 6 受託者は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに委託者に報告し、指示に従うものとする。

（指定の期間）

第5条 委託者が、受託者を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

- 2 管理運営業務に係る事業年度（以下「事業年度」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第6条 管理運営業務に対する指定管理の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料
令和9年度	金13,641,000円

	(内消費税及び地方消費税の額 1, 240, 091 円)
令和 10 年度	金 13, 641, 000 円 (内消費税及び地方消費税の額 1, 240, 091 円)
令和 11 年度	金 13, 641, 000 円 (内消費税及び地方消費税の額 1, 240, 091 円)
令和 12 年度	金 13, 641, 000 円 (内消費税及び地方消費税の額 1, 240, 091 円)
令和 13 年度	金 13, 641, 000 円 (内消費税及び地方消費税の額 1, 240, 091 円)

2 指定管理料の支払いは、各事業年度において、上半期、下半期の 2 回に分けて支払うものとし、上半期については 4 月、下半期については 10 月に支払うものとする。

3 受託者は前項に規定する支払い月の 5 日までに、指定管理料の支払いに関する支払請求書を委託者に送付する。

4 委託者は、前項の規定により提出された支払請求書が適当であると認めるときは、当該支払請求書を受理した日から 30 日以内に指定管理料を受託者に支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第 7 条 指定管理料を変更すべき特別な事情が生じた場合には、委託者、受託者双方協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第 8 条 管理運営業務に関するリスク分担については、別記 1 「リスク分担表」のとおりとする。

(事業計画等の提出)

第 9 条 受託者は、毎事業年度の 2 月末日までに、当該事業年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を委託者に提出しなければならない。

(1) 指定管理運営に係る管理運営業務の運営体制

(2) 指定管理運営に係る経費の収支予算及び内訳

(3) その他管理運営業務上必要と認める事項

2 委託者は、前項の事業計画書が提出されたときは、その内容を審査し、事業年度開始前までに必要な指示をすることができる。

3 委託者及び受託者は、提出された事業計画書を変更しようとするときは、双方協議の上、決定するものとする。

(業務報告)

第10条 受託者は、毎月10日までに、次に掲げる報告書及び当該報告書の電子データを委託者に提出しなければならない。

- (1) 施設の利用状況に関する報告書
- (2) 使用料収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (3) その他管理運営業務上必要と認める事項

2 委託者は、管理業務の適正を期するため、受託者に対し、前項各号に掲げるもののほか管理業務に係る経費の収支及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

3 委託者は、受託者の管理運営業務の内容が根拠法令又は承認済みの事業計画内容に適合しないものであるときは、受託者に対しその業務の再履行を命ずることができる。この場合において、再履行に要する費用は受託者の負担とする。

(事業報告)

第11条 受託者は、毎事業年度終了後2か月以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を委託者に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 管理運営業務の実績に関すること。
- (2) 斎場の使用実績に関すること。
- (3) 年間収支実績に関すること。
- (4) 管理物件の維持管理に関すること。
- (5) 斎場の管理運営状況に関すること。
- (6) その他管理運営業務上必要と認める事項

2 委託者は、斎場の良好な管理状況を確保するため、管理業務の水準を表す適正な指標を作成し、受託者は、前項の事業報告書と併せて、指標に対する管理業務の進捗状況を記載した書面を委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、管理業務に係る経費の収支に関する帳票その他管理業務に係る記録を整備し、常に管理業務に係る経理の状況を明らかにしておくとともに、委託者が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

4 委託者及び受託者は、指定期間において管理業務が管理運営の基準等に適合して実施されているかどうかを確認するため、管理業務の実施状況の調査を行うものとする。

(管理運営業務に係る経費負担)

第12条 受託者は、斎場の管理運営に係る一切の経費を負担すること。

ただし、指定管理業務に瑕疵が無い敷地及び建物内の設備等の損傷、経年劣化による破損の場合で、修繕もしくは購入が施設の維持管理上必要と認めるときは、1件当たり10万円（消費税及び地方消費税額含む）以上の

費用を市の負担とする。管理施設の改修、改造、増築及び移設は、委託者が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 その他、経費負担に関して必要と考え得る事項は、双方協議の上、定めるものとする。

(情報公開)

第13条 受託者は、斎場の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定の取消し等)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、受託者が斎場の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 受託者が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに委託者の承認を得なければならない。
 - 3 委託者は、第1項各号に掲げる場合のほか、必要があるときは、管理業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、委託者は、廃止しようとする日の30日前までに受託者に通知しなければならない。
 - 4 前2項の規定により、この協定が解除され、又は管理業務の全部若しくは一部が廃止された場合における損害の賠償については、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。

(災害時等の対応)

第15条 災害発生時の対応は次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害発生による施設への被害発生等、施設運営に支障を来たす場合は、速やかに委託者へ連絡し、委託者と協議の上、早期運営復旧に努めること。また、復旧状況を随時市へ報告すること。
- (2) 施設使用中に災害が発生した場合は、使用者及び職員の安全確保を優先すること。
- (3) 災害時において、委託者が緊急的に施設を使用する必要が生じた場合は、委託者の指示に従うこと。

(原状回復義務)

第16条 受託者は、指定の期間が満了したとき、又は指定管理者としての指定を取り消され、期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜ

られたときは、その管理しなくなった管理物件を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第17条 受託者は、管理物件の管理業務の履行に当たり、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ委託者がその損害を賠償したときは、委託者は受託者に対して求償権を有するものとする。

(保険契約)

第18条 本業務の実施にあたり、委託者が付加しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

2 本業務の実施にあたり、受託者が付加しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

3 受託者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、当該保険契約に係る保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を、遅滞なく委託者に提出するものとする。

4 受託者が保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

(再委託の禁止)

第19条 受託者は、管理業務を他者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第20条 受託者は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(施設、設備等の使用)

第21条 受託者は、管理物件を除く斎場の施設、設備及び物品を使用するときは、委託者の承認を得なければならない。

(自主事業)

第22条 受託者は、斎場の設置目的及び管理運営に沿ったもので、委託者が認める自ら企画立案する事業を実施できるものとし、事業収入は指定管理者の収入とする。なお、自主事業の実施に当たっては、その事業計画等を事前に委託者へ提出し、許可を得ること。

(重要事項の変更の届出)

第23条 受託者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく委託者に届け出なければならない。

(書類の提出)

第24条 受託者は、斎場の管理業務に必要な諸規則及び執行体制（非常時における体制を含む。）を整備し、これを書面にて委託者に提出しなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第25条 受託者は、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、円滑にかつ支障なく管理業務の実施が継続できるよう、委託者又は委託者が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを書面にて行わなければならない。

2 委託者が、指定期間の満了等により、新たに指定管理者の募集等を行う場合において、受託者は、委託者の求めに応じて、受託者による管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

(協定の改定)

第26条 斎場の管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、委託者、受託者協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第27条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

委託者 上天草市

代表者 上天草市長 堀江 隆臣

受託者

別記 1

リスク分担表

種類	リスク内容	リスク負担者	
		市	指定 管理者
法令等の変更	指定管理者が行う施設管理運営に直接影響する法令等の変更	双方協議	
	指定管理者自らの団体事業運営に影響する法令等の変更		○
税制度の変更	指定管理者が行う施設管理運営に直接影響する税制度の変更	双方協議	
	指定管理者自らの団体事業運営に影響する税制度の変更		○
人件費の変動	人件費の変動による経費の増		○ ※1
物価の変動	物価の変動による経費の増		○ ※1
不可抗力	天災、戦争、内乱、暴動、疫病、感染症の流行等の、指定管理者の帰責事由によらない自然的及び人的な事象による経費の増、施設管理業務の不履行及び継続不能	双方協議	
施設管理運営の内容変更・中断・中止	市の指示等によるもの（政治的、行政的判断を含む）	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
資金調達	市からの指定管理料の支払い遅延による施設管理運営への影響	○	
	指定管理者の帰責事由による経費支払い遅延による施設管理運営への影響		○
施設の設備、備品管理	指定管理者の帰責事由による修繕		○
	指定管理者の帰責事由によらない修繕等で10万円以上のもの	○	
	指定管理者の帰責事由によらない修繕等で10万円未満のもの		○

	施設の改修、増築等	○	
施設使用者、地元住民への配慮	施設使用者及び地元住民からの、施設管理運営に対する苦情、要望への対応		○
	施設管理運営による環境保全		○
	上記以外での行政に対する訴訟、苦情、要望への対応	○	
第三者への損害賠償	指定管理者の帰責事由による第三者への損害		○
	上記以外の第三者への損害	○	
自主事業	指定管理者の自主事業に関すること		○
犯罪セキュリティ	指定管理者の帰責事由による犯罪発生と損害		○
情報セキュリティ	指定管理者の帰責事由による情報管理不足、情報漏洩の損害		○
指定終了時の経費	指定管理期間が終了した場合、又は指定管理期間中に指定が取り消された場合の、業務引継ぎに要する費用		○

※1 社会情勢の著しい変動による人件費及び物価インフレ・デフレの影響による場合は双方協議とする。

別記 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受託者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、この協定による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 受託者は、この協定による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料

等は、当該業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 受託者は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、この協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項に該当した場合は罰則の適応があることを周知するものとする。

(実地調査)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 受託者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。